建設用びょう打銃用空包の消費方法

- 1 空包の消費については、次の各号を遵守して行います。
 - (1) 1日の消費作業終了後は消費場所に空包を残置させないで庫外貯蔵場所に返納します。
 - (2) 空包の取り扱いは、特に盗難予防に留意します。
 - (3) 消費場所に空包を存置する場合は、堅固な設備に収納して、施錠します。
 - (4) 1日に同一の消費場所において消費する数量は空包 200 個以下とします。また、消費場所に持ち 込む数量は1日の消費見込量以下とします。
 - (5) 空包の受払、消費等は出納簿により管理します。
 - (6) 空包の消費に際して、当該作業に必要のない者は近づけないようにして行います。
 - (7) その他の消費は、火薬類取締法施行規則第56の3の規定を遵守して行います。
 - (8) 消費の大要

消費数量 個

消費期間 年 月 日~ 年 月 日

主な消費地	月	月	月	月	月	月

- 2 空包の貯蔵については、次の各号を遵守して行います。
 - (1) 庫外貯蔵場所の付近では火気の使用を禁止し、周囲には可燃性及び支燃性の物を堆積しないようにする等して、火災防止に対して措置します。
 - (2) 貯蔵は堅固な設備に施錠する等して盗難防止に対して措置します。
 - (3) 庫外貯蔵場所の最大貯蔵量は2,000 個とします。
 - (4) その他の貯蔵上の取扱いは火薬類取締法施行規則第21条の規定を遵守して行います。